

日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)広域資源管理方針に基づく
平成31年度(令和元年度)の取組状況

令和2年3月末現在

1 漁獲努力量削減措置の実施状況

許可種類	管轄団体	措置	平成31年度(令和元年度)の実施状況
大 中 型 ま き 網 漁 業 (大臣許可)	山陰旋網漁業協同組合	漁場移動	「小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動」については、漁場移動を発動するような状況が発生していない。 なお、小型魚を主とする漁場形成に備え、漁場移動の具体的取組対応、団体毎の取組が重複する海域での連携や情報共有及び連絡体制等を整備している。
	日本遠洋旋網漁業協同組合		
	鹿児島県旋網漁業協同組合	その他の措置(操業自粛)	3月下旬に隠岐海峡においてマイワシの集中漁獲があったため、2日間の自主休漁を実施。
	日本遠洋旋網漁業協同組合	休漁	原則、月に6日間の休漁を実施。
	鹿児島県旋網漁業協同組合	水揚日数制限	鹿児島県沖合海域における1ヶ月の水揚日数は18日以内を実施。
		休漁	長崎県沖合海域は原則、月に4日間の休漁を実施。 鹿児島県沖合海域は原則、月に5日間の休漁を実施。
中 型 ま き 網 漁 業 (県知事許可)	山陰旋網漁業協同組合 (島根県まき網漁業協議会)	漁獲量制限	2月下旬からマイワシの漁獲割合が増加傾向にあり、3月下旬から1日あたりのイワシ類の漁獲量上限を1ヶ統100トンに制限。
		休漁	原則、週に1日の休漁を実施。 3月下旬に隠岐海峡においてマイワシの集中漁獲があったため3日間の自主休漁を実施。
	長崎県旋網漁業協同組合	漁場移動	「小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動」を48回実施。
		休漁	県南海区、県北海区、五島海区、橘湾は、原則、月に4日間の休漁を実施。 対馬海区は、「小型魚の漁獲が多い時期に一定日数の休漁」を実施。
中 小 型 ま き 網 漁 業 (県知事許可)	鹿児島県旋網漁業協同組合	水揚日数制限	鹿児島県地先海域における1ヶ月の水揚日数は18日以内を実施。
		休漁	原則、月に5日間の休漁を実施。

2 保護措置

五島西方沖地区及び隠岐海峡地区(西側)において、特定漁港漁場整備事業により整備した増殖場(マウンド礁)の中心から半径1マイル以内においては、マアジ・マサバ・マイワシの採捕を目的とする操業は行わない。

日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ） 広域資源管理方針概要

・はじめに

日本海西部・九州西海域のマアジ（マサバ・マイワシ）は平成21年度から平成23年度において、「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」により小型魚の漁獲圧を一定程度低減し、マイワシも混獲程度の漁獲に努める等の計画を実施してきた。

平成24年度からは新たな資源管理指針・計画制度下で実施すべく従前の資源回復計画において講じた措置を踏襲し、関係者が連携し資源管理に取り組んでいる。

・マアジ、マサバ及びマイワシ広域資源管理の必要性

日本海西部・九州西海域の広域に分布回遊することから、大臣許可漁業である大中型旋網と知事許可漁業である中小型旋網漁業が連携・協力して広域資源管理に取り組むことが必要である。

・取り組み目標

マアジ及びマサバは、ともに0歳魚から漁獲圧がかかっていることから、小型魚への漁獲圧を低減する取り組みを目標とする。

マイワシは、小型魚への漁獲圧が増大しないよう取り組みを行いつつ、親魚量を維持・回復させることを目標とする。

・講じる措置

小型魚主体の漁獲があった場合には、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動を行うほか、原則月4～6日間の休漁等や水揚げ日数の制限に取り組む。

また、特定漁港漁場整備事業により整備した五島西方沖地区及び隠岐海峡地区（西側）の増殖場（マウンド礁）では、中心から半径1マイル以内では、マアジ・マサバ・マイワシの採捕を目的とする操業は行わない旨の保護措置に取り組む。

・検討会議の設置

広域的に分布回遊するマアジ、マサバ及びマイワシの資源管理を関係団体等が連携・協力して実施するため、日本海西部・九州西海域マアジ広域資源管理検討会議を設立し、広域資源管理方針の作成、検討及び情報交換等を行う。

・方針の取り扱いと実施期間

広域資源管理方針は広域資源管理検討会議構成員により作成され、広域漁業調整委員会に報告する。方針は令和2年4月1日から実施し、毎年更新する。また、必要に応じ見直しを行う。